

緊急臨時的医師派遣事業実施要綱

1 目的

この事業は、道内外の医療関係機関・団体の協力を得て、医師確保の困難な医療機関に緊急・臨時的に医師を派遣し、医師不足が深刻な地域の医療を確保することを目的とする。

2 定義

- (1) 「派遣先医療機関」とは、地域の医療を確保するために、緊急性が高く優先的に医師派遣を行う必要があると認めた医療機関をいう。
- (2) 「派遣元医療機関」とは、地域の医療を確保するための医師派遣の趣旨を了承し、緊急臨時的医師派遣事業において登録を受けて医師を派遣する医療機関をいう。
ただし、次の医師派遣については、本事業の対象外とする。
 - ア ヘき地医療を行う社会医療法人の認定を受けた派遣元医療機関からのヘき地診療所への医師派遣
 - イ 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業としての医師派遣
 - ウ 在籍型出向による派遣先の医療機関との雇用契約に基づく医師派遣
- (3) 「登録医」とは、地域の医療を確保するための派遣の趣旨を了承し、緊急臨時的医師派遣事業において登録を受けた医師をいう。
- (4) 「派遣元医療機関等」とは、派遣元医療機関及び登録医をいう。

3 実施主体

- (1) 実施主体は、北海道、社団法人北海道医師会及び特定非営利活動法人北海道病院協会（以下「実施主体」という）とする。
- (2) 実施主体に運営委員会をおき、11名以内の委員で組織する。
- (3) 運営委員会では、次の事項について協議する。
 - ア 医師派遣の要否
 - イ 派遣期間
 - ウ 派遣元医療機関等
 - エ その他派遣を決定するために必要な事項
- (4) 委員は次の各号に掲げる者のうちから、実施主体の代表が任命する。
 - ア 医療関係者
 - イ 関係機関・団体の者
 - ウ 行政関係者
- (5) 運営委員会には、委員の互選により、会務を総理する委員長及びそれを補佐する副委員長を置く。委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (6) 運営委員会の会議は委員長が招集する。
- (7) 本事業の事務局は、特定非営利活動法人北海道病院協会に置く。

4 派遣期間

派遣期間は、原則として6ヶ月以内とする。

ただし、運営委員会において派遣延長が必要と認める場合には、別紙1に定める期間まで延長可能とする。

5 医師派遣の手続

- (1) 地域の医療機関から実施主体に対し医師の派遣の要請があり、医師派遣依頼書を受理した場合、又は北海道医療対策協議会から医師派遣依頼に関する情報提供を受けた場合、実施主体は、速やかに運営委員会を開催する。

- (2) 運営委員会は、医師派遣依頼のあった医療機関に対する派遣の可否について、別紙2「緊急に医師を派遣する必要性の判断基準」に基づき協議し決定する。
- (3) 実施主体は、運営委員会において派遣が必要と認められた場合には、速やかに派遣先医療機関及び派遣元医療機関に対し、派遣内容を通知する。(別紙3「派遣の手続き」参照)
- (4) 運営委員会において派遣の必要を認めなかった場合、実施主体は、派遣依頼のあった医療機関に対し結果を通知するとともに、必要な助言等を行うことができる。
- (5) 派遣元医療機関は、医療法等関係法令の規定について留意し、医師の派遣を行うものとする。

6 派遣元医療機関に対する謝金

道は、運営委員会が決定した派遣先医療機関に対する医師派遣について、派遣元医療機関に対し謝金(1日につき金50,000円)を支払う。

ただし、2年を超えて派遣することが必要となる場合は、道と派遣先医療機関が、その謝金の二分の一の額を派遣元医療機関に対して、それぞれ支払うこととする。

7 派遣の覚書等の作成等

- (1) 実施主体からの通知に基づき、派遣先医療機関及び派遣元医療機関は、派遣開始前に、派遣に関して必要な事項を記載した覚書等(別紙4「覚書等の標準様式」参照)を作成するものとする。
- (2) 派遣先医療機関は、覚書等作成後、速やかにその写しを実施主体へ送付する。
- (3) 登録医による医師派遣においても、派遣先医療機関及び派遣される登録医は、上記(1)(2)に準じ、覚書等の作成等を行う。

8 派遣期間における医療事故等の責任

運営委員会が決定した派遣先医療機関に対する医師派遣に係る医療事故等の責任は、次のとおりとする。

(1) 医療事故に関する責任

派遣期間における派遣先医療機関での医療事故については、派遣先医療機関が責任を負う。

(2) 医師の移動等における事故に関する責任

派遣期間(赴任及び帰任に係る移動を含む)における事故については、派遣先医療機関が責任を負う。

なお、派遣医師が、業務上の事由により災害を受けた場合の補償に係る保険料については、実施主体が負担する。

9 道費補助

道は、実施主体がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費に対し、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助を行う。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。